

議案第38号

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年さいたま市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1)~(4)</u> [略] <u>(5) 児童相談所等業務手当</u> <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] <u>(13)</u> [略] <u>(14)</u> [略] <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] <u>(17)</u> [略] <u>(18)</u> [略] <u>(19)</u> [略]	(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)~(4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略]

- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]
- (23) [略]
- (24) [略]
- (25) [略]
- (26) [略]
- (27) [略]

(福祉保健業務手当)

第6条 福祉保健業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 社会福祉に関する指導監督又は現業の業務（次条第1項の規定により児童相談所等業務手当が支給される業務を除く。）に従事した職員

(2) [略]

2 [略]

(児童相談所等業務手当)

第6条の2 児童相談所等業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 児童虐待への対応又は児童の一時保護の業務に従事した職員

(2) 社会生活への適応が困難な児童に対する、相談その他の援助、心理に関する治療又は生活指導の業務に従事した職員

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]
- (23) [略]
- (24) [略]
- (25) [略]
- (26) [略]

(福祉保健業務手当)

第6条 福祉保健業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 社会福祉に関する指導監督又は現業の業務に従事した職員

(2) [略]

2 [略]

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(児童相談所等業務手当の内払)

2 この条例による改正後のさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の2第1項の規定を適用する場合において、同項各号に規定する業務に対し、既にこの条例による改正前のさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項第1号の規定により福祉保健業務手当が支給されているときは、当該福祉保健業務手当の支給は、改正後の条例第6条の2第1項の規定による児童相談所等業務手当の内払とみなす。